

建設水道常任委員会

令和2年6月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○大森恒太郎	中川 靖広
横田 敏文	木澤 正男	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市整備課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、中川委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、建設水道常任委員会の委員の構成が変わりました。私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。大森副委員長ともどもよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を都市建設部長からお願いいたします。

（ 都市建設部長が、新規採用職員を紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

新規採用職員の方は退室していただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、大森委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、(1) 議案第28号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道
課長 それでは、付託議案であります、議案第28号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

上下水道
課長 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する支援策といたしまして、住民の皆さまの生活や経済活動を支援するため、公官庁を除きまず給水契約者に対しまして、水道料金の基本料金でございます基本料金の7月分、8月分を免除することといたしましたので、それに伴います給水収益の減額補正となっております。それでは、補正予算書3ページでございます、予算に関する説明書の実施計画書に基づきましてご説明を申し上げます。収益的収入でございます。第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目 給水収益、第1節 水道料金であります。先ほど申しあげました水道料金の基本料金の減免に伴いまして、2,340万円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

上下水道
課長 以上、議案第28号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これについてはよく決断して実行していただいたなというふうに高く評価させていただいております。ただまあ、ほかの町の支援策については国の交付金の対象になってましたけど、水道料金については国のほうからは考え方っていうのは示されていないんですか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 一応、国の交付金の対象という形になっておるように聞いております。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 猪川課長の説明の部分で少し補足させていただきますけども、国の通知によりますと、各企業会計で賄った部分についても交付金の対象とはなるけれども、慎重に取り扱ってくださいねというような形の通知はきておるところは確かでございます。

木澤委員 まだ、ほんなら交付決定とかいうのは先の話だということですか。

総務部長 本町におきましては、国の第一次補正に関します実施事業については、県を通しまして国のほうに提出しております。ただ、国のほうで交付決定という形でまだきておりませんので、今後そういった形で交付決定があった段階におきましては事業の内容を精査していただきまして、対応のほうさせていただきたいかなと思っているところでございます。なお国におきましても第二次補正のところでも新たに積み増しも予定されているということで報道されておきまして、今国会で審議があつて17日、最終日に可決される予定ということで聞いておりますので、それも合わせまして、今後それらの部分につきましても対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。なお、本町が行います実施事業につきまして、

交付額よりも多くなれば、それぞれの会計において、自己資金で対応しなければならぬものと考えておりますので、そのあたりご理解賜りますようお願いいたします。以上です。

木澤委員　今後どれぐらい国がみてくれるのかっていうのは、一定、国の考え方は示されているようではございますけれども、今だいたい県下の状況を見ましても市町村が独自に先に立ってやっていっているという状況の中で、県のほうもできたらご協力いただきたいなと思うんですけれども、それについては県はどんな考え方持っているとか、そういうお話は聞いておられるでしょうか。

総務部長　奈良県の支援ということではございますけれども、6月5日の奈良県の対処方針におきまして、奈良県におかれましても市町村のいわゆる支援策につきまして応援するよということでお聞きしているところでございます。ただ、奈良県も今6月議会、まだ始まっておりませんので、その内容につきましては、町といたしましても注視しながら対応できるものについては対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第28号につきましては、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、2. 継続審査 (1) 都市基盤整備事業に関することについてでございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてご報告させていただきます。三室・紅葉ヶ丘区間におきましては、これまでもご報告申しあげておりましたとおり、昨年11月30日に本線部分の一部供用が開始され、その後も引き続き、道路拡幅や電線共同溝の整備、電柱やガス管等、地下埋設物の移設などの工事が進められてきたところでございます。

今年度におきましても、三室交差点付近の道路拡幅、右折レーン設置等の道路改良工事、岩瀬橋から三室交差点までの歩道や舗装などの整備が順次進められることとなっております。周辺にお住いの皆様には、工事や交通規制などご不便とご迷惑をおかけしており、ご理解とご協力をいただきながらこれまで進めてまいりましたが、今後におきましても、工事の安全対策、騒音・振動など、環境対策について十分配慮された上で工事が進められますよう、町といたしましても十分注意を払ってまいりますとともに、早期の完成に向け、国に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、本年3月の当委員会におきましてご心配をいただいております、三室山下バス停付近の急傾斜の歩道につきましては、5月中頃から現場着手をされ、構造物の設置や舗装のすりつけなどにより改良がなされましたので、合わせてご報告をいたします。

次に、五百井・興留区間についてでございますが、こちらにつきましても、これまでもご報告申しあげておりましたとおり、道路計画範囲の約6割の用地が取得されており、引き続き事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が進められているところでございます。また、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、奈良国道事務所・奈良県・斑鳩町の三者による協議を行い、奈良県の状況及び奈良国道事務所からの依頼が町にあったこと、また、早期に調査を実施するため、三室・紅葉ヶ丘区間と同様に

町で発掘調査を受託し、順次進めることといたしました。なお、本6月議会におきまして、国の予算枠どおり一部区間の発掘調査受託にかかる予算補正をお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げます。町といたしましては、今後もいかるがパークウェイの事業促進・早期整備に向け、国と連携・協力を図りながら、順次取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、法隆寺周辺地域とともに「奈良県とのまちづくり連携協定」を活用し検討を行うこととしており、まちづくり基本構想の策定に向けて、県との協議・調整を継続して行っているところでございます。今後も早期にこれを策定できるよう進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 いかるがパークウェイの方ですけども、発掘調査というのはだいたいどれぐらいの期間見てはるんでしょうか。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 予算補正いただきましたならば、すぐに着手させていただいて、おおむね年内ぐらいをめどにということでは聞いております。国との事務的な都合もございまして、だいたい年内ぐらいをめどにしてほしいというふうには聞いております。

木澤委員 以前、発掘調査が結構期間かかっていたと思うんですけど、掘って何か出てきたりしたら、何かまた対応は、期間が変わってきたりということはあり得るんですか。

都市整備課長 おっしゃるとおりでございます。基本的にはトレンチ、部分的な発掘でいったん進めてまいります。そこで何か出てまいりますと、状況によっては全面発掘ということもあり得るというふうには担当の方からも聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 県事業について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、奈良県が実施いたします工事について、奈良県より情報提供がございましたので報告させていただきます。

今般、情報提供がありました富雄川堤防法尻補強工事は、河川が溢れた場合の法面の深掘れの進行を遅らせるため、堤防外法の法尻をブロック等で補強し深掘れを防止する工事であります。資料1をご覧ください。今回実施いたします工事につきましては、高安西団地部分の富雄川右岸堤防の外法部分であり、資料「位置図」で示した場所となります。

具体的な工事内容といたしましては、資料1下の横断図をご覧ください。堤防の外法の法尻から約2メートル一部分に張りブロックを設置するものであります。現在、郡山土木事務所において工事発注の準備を行っている最中であり、順調にいけば7月中に業者が決定し、8月から工事を着手する予定でございます。

以上、県事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況について、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項の(2)斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況につきまして、ご報告させていただきます。

昨年6月の当委員会におきまして、斑鳩町まちづくりアンケートの調査結果について、概要報告をさせていただいております。その後であります。去る令和2年3月24日に第1回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしております。本日はその資料によりまして、ご報告させていただきます。

お手元にお配りしております資料2をご覧くださいと思います。

はじめに、策定委員会の委員の任命についてでございます。資料の3枚目、斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則に基づきまして、公募委員2名を含みます10名の方を委員として任命をさせていただいております。委員名簿は、お手数ですが資料を1枚お戻りいただきました委員名簿のとおりとなっております。斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則第4条、委員の互選によりまして、会長につきましては丸尾尚史委員、また、丸尾会長の指名によりまして、職務代理者は西梶浩司委員を選出いただいたところでございます。

次に、議事についてでございます。資料の4枚目の右肩に資料1とございますけれども、「都市計画マスタープランについて」によりまして、都市計画マスタープランの概要、位置付け、構成等について説明いたしております。次に、資料2「斑鳩町の現状」及び資料3「まちづくりアンケート集計結果報告書【概要版】」によりまして、斑鳩町の人口や産業、土地利用、都市基盤施設の整備状況など、基礎調査の結果について、また、まちづくりアンケート調査の結果について説明いたしております。

なお、まちづくりアンケート調査の結果につきましては、昨年6月の当委員会でご報告させていただいているというものでございます。

続きまして、資料4 都市計画マスタープランの改定に向けた課題等について、によりまして、中段の部分ですけれども「まちづくりの課題」であります。①利便性・安全性・快適性の高い身近な生活環境の整備、②観光の魅力の向上と地域資源の活用、③高齢者、障害のある人等に配慮した移動環境の整備、④都市機能の充実と景観の保全と活用の4項目に区分し、それぞれ説明をいたしております。次に、資料5 都市計画マスタープランの改定の方向性について、によりまして、斑鳩町の現状や都市づくりの課題などから考えられる都市づくりの目標や、全体構想における都市づくりの方針などについて説明いたしております。最後に、資料6 都市計画マスタープラン改定スケジュールによりまして、今後のスケジュールについて説明いたしましたものでございます。引き続き本委員会におきまして、その改定状況につきまして、報告してまいりたいと考えておりますので、委員皆さまにはなにとぞよろしくお願い申し上げます。

以上、(2)斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 私、こちらにつきましては、都計審にも入らせていただいております。そっちの方で質問状出してますんで、またその回答も待ちたいかなと思うんですけど、資料5の3ページ、都市施設整備の方針のところ公園・緑地が出てきてるんですけども、基本項目変更なしということで、現状の公園について充実をするという方向性が示されていると思うんですけども、今の第4次総合計画をつくる際に、その前に説明を求めたところ、町のほうは公園については新たにつくっていくという考え方を持っているということで、第4次の総合計画については賛成の立場をとったんですけども、その後、総合計画を進めていく中では公園はいきなり増やしません

と、現状維持ですというふうに姿勢が変わってしまったことがあったんです。ここに基本項目変更なしとあるんですけども、これは新たにつくるといようなことについては考えておられないということなんでしょうか。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 新たに公園をつくっていかないということなのかということでございますけども、基本的には前回の都市計画マスタープランもこの方針でありました。ですので、基本的には大きな変更をしないということは、まあそういうことにはなりますけども、当然いろんな状況があると思いますので、基本方向としましては、変えるならば変えるだけの大きな理由も必要だと思いますので、そういったことも整理が必要だと思いますけども、基本的には大きな公園等のご要望だと思いますけれども、そちらについては今回の基本項目に変更ないということはそういうことだと思います。

木澤委員 マスタープランについては特に議会の議決は必要ないですけど、最終的に上位計画、総合計画で議決が必要になってくると思いますんで、また町の姿勢なり、考え方なりをいろいろ聞かせてもらう中で、最終的に判断しようと思いますけど。公園については以前から、特に保護者の方を中心にはですね、やはり大阪などと比べても公園が少ないとか狭いとかいう声が、かなりの率であがってきていると思うんです。だからつくる理由というのは十分にあると思うんです。要はあとはお金の関係とかになってくるのかなというふうに思いますけど、いろんな工夫をしたり、また国の使えるような交付金なり補助金なりっていうのを見つけ出しながらですね、やはり私は充実していただきたいなという意見を持ってますんで、最終的にはマスタープラン、総合計画を策定していく中で、やはり町としてそういう方針を持ってほしいなというふうに思います。町長のほうで、その点について、町長の考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

委員長 中西町長。

町 長 地域においてですね、公園というのは、私も子育ての関係のタウンミーティングの中でも公園の関係等について、もう少し整備してほしいという意見を聞いております。ただその中ではどの地域だと、いろいろ整備の仕方というのがあると思いますけども、全体的に見ていく中で、予算の関係もありますけども、この場所でできるというようなところがあれば、またそれはする方向で設置の方向も考えていきたいというような思いは持っております。ただまあ土地等もなかなか思うようにすぐにいけないというところもございますので、スムーズに買収等ができるようなところがあれば、またその辺は考えていけたらというふうに考えているところでございますので、今、はっきりした形でつくりますとかいう答えはちょっと出しにくいところがあるとは思いますが、思いとしてはやはりもう少し大きな公園が必要ではないかという感情は持っております。

木澤委員 そしたらつくらないということではないというふうに理解しておいていいですか。今、つくるということは決まってないけども、第5次の総合計画の期間の中で、つくらないというふうに決めているわけではないということに理解しておいていいですか。

町 長 返事のしにくいところではございますけれども、思いとしてはそういう思いを持っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 県営水道の受水等について、理事者の報告を求めます。
猪川上下水道課長。

上下水道課長 それでは、各課報告事項の3番目の県営水道の受水等について、ご報告を申しあげます。令和元年11月の当委員会におきまして、自己水の浄水

施設を廃止した場合と、県営水道の切り替えについて財政推計を報告いたしておりますが、改めて、施設改良した場合のコストなどを精査をいたしまして、県営水道に切り替えた場合と施設を更新しながら自己水を維持する場合の財政シミュレーションについて検討いたしましたところでありま
す。それについてご説明を申し上げます。

それでは、財政推計表、資料3-1についてでございます。前回お示し
をしております財政推計表から見直した部分がございます。まず、長期的
な視点で、投資等の動きを推計するため、期間を令和3年度から32年度
までの30年間をお示ししております。次に、収入の部分ですが、収入の
過半を占めます給水収益につきましても、現況の人口に戦略人口の減少率
を用いて将来の見込み給水人口を算定するなか、それに合わせて給水量を
見込みながら、有収率としては95パーセントを維持するものとして、給
水収益を見込んでおり、年々減少するという状況になっております。また
支出では、人件費や動力費、修繕費など、主要な支出項目を過去5年間の
実績平均などを採用して現状の数値から推計し、支払利息等につきまし
ても現況での利率を採用して推計をいたしております。建設改良に係りま
す事業費では、浄水場施設更新に係ります費用につきましても、実施の年度や
事業費について、アセットマネジメントや現状の施設状況を参照し、実施
額等を見直して、それに伴いまして企業債の借入額も見直して計上してい
るところでございます。以上が、昨年度から見直した部分でございます。

それでは、自己水を維持する場合と県営水道に切り替える場合につつま
して、財政状況がどのように変化していくのかを、お配りいたしました資
料3-2の①から④までのグラフに基づきましてご説明を申し上げます。

それでは、まず資料3-2の1枚目でございます①をご覧ください。

このグラフは公営企業の経常的な運営に係ります収入と支出の差、資料
3のA4の横長の部分の方の資料をご覧くださいと思います。この赤
と青の線の横長のグラフになります。それではまず資料3-1、3-2の
①でございますが、公営企業の経常的な運営にかかります収入と支出の差
の変動をお示したものでございます。グラフ中、青色線は県営水道に切り
替えた場合を示しており、収入と支出の差を表しております。令和4年度

で大きくグラフが下降しておりますが、県営水道を仮に100パーセント受水したとした場合、受水費が増加したことによるものでございます。それ以降は、水道料金、給水収益の減少により、緩やかに減少する形をとっております。一方、赤色線は、自己水を維持していく場合の収入と支出の差を表しております。一定の減少傾向を示すなか、令和17年度には収支の差がマイナス、赤字になっております。青色線は、他方、令和20年度で収支がマイナス、赤字になると推計をしております。この要因は、令和15年度を見ていただきますと、その年には、自己水を維持する場合に生じる人件費や動力費などに係る費用と、県水に切り替える場合に生じる受水費の差が逆転し、自己水を維持した場合、17年度には赤字が発生するという状況になっております。

次に、2ページ目の②をご覧くださいと思います。このグラフは建設改良工事や更新工事に係ります工事負担金や企業債といった収入と、事業費や企業債の償還金といった支出の差の変動をお示したものでございまして、グラフ左側の単位を見ていただきますと下に行くほどマイナス表示の数字が大きくなっておりますが、このグラフはマイナスが大きくなればなるほど、事業への投資経費が大きくなっていることを表しております。

グラフ中の青色線は県営水道に切り替えた場合の収入と支出の差を表しております。令和18年度ごろから、マイナス額が徐々に増加しておりますのは、県営水道に切り替えた場合でも、配水タンクや三井浄水場の一部の施設の更新が必要なことから、それらの費用の増加によるものでございますが、令和25年度頃からは大きな費用が発生しないことから横ばい状態となっております。一方、赤色線は、自己水を維持していく場合の収入と支出の差を表しております。令和5年度頃にはポンプ類の更新が生じるためマイナスが増加しており、その後も、収支マイナス額が増加していきますのは、配水タンクや浄水場の施設の更新が必要なことから、そうした費用の増加によるものでございます。

それでは次に、3枚目のグラフをご覧ください。このグラフは、水道事業会計の内部留保資金の変動を示したものでございます。内部留保資金とは、単年度の収支で生じます利益で残ります資金のほかに、減価償却費な

どの実際の現金の支出を伴わない費用が支出に計上されておりますが、予算が執行されても、その分の現金支出がございませんので、そうした資金が内部留保資金という形となっております。この資金は、施設整備や企業債の借入の返済の財源とすることとなり、資本的収支の不足する部分の財源として使用するものでございます。グラフ中の青色線は県営水道に切り替えた場合の資金の推移を示しております。県営水道に切り替えた場合は、大きな施設の更新がありませんので内部留保資金は増えませんが、一定の推移をしていきます。次に、グラフ中、赤色線は、自己水を維持する場合につきましてでございますが、更新工事などの実施により内部留保資金の額は大きいものの、県水へ切り替えた場合と同様、一定の動きをしております。しかし、単年度での収支につきまして赤字が発生することで、内部留保資金も減少いたしますので、赤色線の自己水を維持する場合でも、17年度頃から青色線の県水に切り替える場合でも、令和22年度頃から減少していくこととなり、更新需要が増えてまいりますと、内部留保資金も減少するという事となっております。

続きまして、4ページ目④をご覧ください。このグラフは、企業債借入残高の変動を示したものでございます。グラフ中、青色線は、県営水道に切り替えた場合の企業債借入れ残高を表しております。18年度頃から上昇しておりますのは、県営水道に切り替えた場合でも、配水タンクや三井浄水場の一部の更新に要します財源として借入れることで増加しているものでございます。グラフ中、赤色線は自己水を維持した場合の残高を表しております。令和13年度頃からは上昇していきますが、第1浄水場の機械設備等の更新に始まり、令和18年度頃からは三井配水タンク等の更新、21年度頃からは三井浄水場建物の更新、27年度頃からは三井浄水場の機械設備等の更新など、一時期に集中して更新費用が発生することから、企業債の借入残高はピーク時には30億円を超えてくる状況となると推測されております。2つのグラフを比較いたしますと、県営水道に切り替えた場合は、三井浄水場の建物の更新費用は発生するものの、大規模な施設の更新が必要でないため、後年度の負担は抑えられることが分かります。なお、今回の財政推計にあたりましては、管渠更新の事業費につきまし

では、いずれの場合、県営水道に切り替える場合、自己水を維持する場合、いずれも同様に更新が必要なことから、同じ条件で計上しているところでございます。

以上、こうした検証を踏まえまして、財政面から斑鳩町の水道事業の経営といたしましては、現状のまま自己水を維持して、多額の更新費用を投じ施設更新を進めていくよりは、投資経費を抑えることで、現状の水道料金を維持しながら、少しでも長く持ちこたえられる財務体質を構築できる、県営水道への転換を図って、持続可能な事業経営に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、県営水道の受水等についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 最初に確認したいんですが、補正予算1千万円組んで調査をすると言っていた分は、それが終わってその結果をこういう形で出してくれはったということですかね。以前は、町が調査した数字で、まだ業者に頼んでそういう調査はされてなかったと思うんですけど、これについては専門家の方に調査してもらった結果を反映しているということによろしいですか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 現在、推計そのものは先ほど委員が申された補正予算を執行してという状況ではなくて、町の中で再度やったものでございます。

木澤委員 そしたら施設の整備の維持費等で、まだ今後変更になる可能性はあるということですか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設
部長 この財政推計によって町の考え方を示させていただきまして、その後委託料につきましては、必要でない施設が出た場合は、その維持管理費もしくはその施設を残すために考えていく計画は必要でなくなりますので、その執行はしないということを考えておりまして、まずはこれで県水100パーセントか自己水を維持していくのかを当委員会でも相談させていただいて、その後にコンサルタントの委託料を、方向性をだいたい検討してから発注したいなというふうに考えているところでございます。

木澤委員 県水100パーセントの切り替えについては、最終的に議会に対してはどういう形で諮ろうというふうに。

都市建設
部長 今、委員会で説明させていただきまして、9月議会につきましても、資料を見ていただきまして、意見等ございましたらそこで議論、ご説明させていただきたいと思っております。最終的には来年度予算に向けて、県営水道100パーセントに変える場合は、施設の更新費等がいりませんので、その費用を省く、もしくは県営水道に必要な機械設備を整える費用を計上していきますので、予算でその方向性をご説明させていただくことになると思います。

木澤委員 課長の方からこれについて、資料について説明をしていただきましたけど、ちょっとよくわからなかった点もありまして、また、じっくり見せていただいて質疑もさせていただきたいなと思うんですけど、1点だけ、資料3-2の3ページですね、内部留保資金の比較のところ、施設の更新ということで、要はグラフの下がり方が急になってますけど、県水に切り替えた場合も、同じようにすごい急なカーブで下がってきているんですけど、これは具体的には何によってこういう形になるんでしょうか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道 まず、この財政推計をつくるにあたりましては、いま現状の水道料金と

課長 というのは、変えないと、変わらないという前提でずっと32年度まで作成をさせていただいておりますので、赤字が、財政推計表見ていただきますと、赤字が発生する年度が出てきますので、その状況で、赤字が発生しますとももちろん現金がなくなっていくということにもなりますので、そのような状況をそのままグラフ化させていただきましたので、どちらにしても、どちらの場合も下降線を描いているという状況になっております。

木澤委員 そしたら施設の更新ではなくて、現状、水がどんどん節水の状況になって、なかなか使用が減ってきてるということで、赤字に転落するよということですね。それにしてもはえらい急なカーブ。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 施設の更新につきましては、説明の中で最後申しましたけども、管渠の施設更新につきましては、県水の100パーセントにした場合でも自己水を残した場合につきましても、これ網羅している管渠については同じ、斑鳩町が今後維持して、更新していくこととなりますので、その建設費用、更新費用につきましては同様にかかってきます。そしてその財源となります企業債が重なってまいりますので、同じ、年度の早い遅いは、早いのは自己施設も更新していかなあきませんので早くその負担が来ると。100パーセントの場合は施設がないので、管渠だけの負担が後年になってくると、ただし同じ負担、管渠についての負担の金額については同じものであるという内容になっているところでございます。

木澤委員 あともう1点なんですけど、県の水道会計の状況ですね、以前から心配してるように、県水100パーセントにしてしまって、じゃあもう県が値上しますと言ったときに、もう従わざるを得ないというような状況になるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、今後の施設更新なんかも含めましてですね、県の財政推計とか今の現在の状況というのはわかりますでしょうか。

都市建設 奈良県の水道、供給事業につきましては、現在、平成30年度の決算概
部長 要が公表されておりました、その概要によりますと、収益的収支におきま
しては約20億の剰余金が出ていると、ただし建設改良費、資本的収支に
つきましては47億円、施設の更新にかかっているということでございま
すが、給水原価、水をつくる費用については現在72円で作られている
という数字が持っていますので、購入しているのは130円ですので比較的
安定した事業をされているというふうに考えております。また、単価につ
きましては、平成25年に改正した、28年度に中間検証を行って、10
円引き下げてからの、今130円の単価になっております。そして令和3
年度には見直しをする受水協議会というものがございまして、そこで検討
されるというふうに聞いているところでございます。

木澤委員 まだ方向性は出てないでしょうけど、その見直しというのは、下げる方
向での見直しなのか、上げる方向での見直しなのか。

都市建設 当然、受水協議会の各市長村の意見は値下げを行ってほしいという要望
部長 で一致しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受け
いたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前9時43分 閉会)